第6章 旧軍飛行場用地問題の戦後処理案の方向性

第1節 旧軍飛行場用地問題の考え方

1.はじめに

去る大戦は、わが国の内外に深い爪あとを残した。戦後60年近くが経過した今日においてもなお戦後処理がなされていない、あるいは不十分だとして、さまざまな問題が提起されている。残る戦後処理のうち、国内の事案でもっとも大きなものの一つが沖縄の旧軍飛行場用地問題である。本節では、沖縄の旧軍飛行場の戦後処理に当たって、基本とする考え方を整理しておきたい。

2.沖縄の特殊事情

戦争の被害は沖縄だけではなく、旧軍飛行場も沖縄でのみ設置されたものではない。しかし、沖縄の旧軍飛行場には、他の地域の飛行場には見られない次のような特殊な事情がある。

第一に、沖縄の地理的条件から、多数の飛行場が作られ、それぞれの飛行場は、設営の経過もそれぞれであり、その後の処理もさまざまである。例えば、ほとんどの旧軍飛行場用地が国有地として扱われる中で、沖縄南飛行場(浦添市)や沖縄東飛行場(西原町)のように、米軍基地として使用されていても米国民政府が国有地の管理を解除したことにより結果として旧地主等の所有権が認められたり、石嶺秘密飛行場や与根秘密飛行場のように米軍基地として使用されず、国の所有権の曖昧さから旧地主の所有権が認められている事例もある。また、平得、白保飛行場のように、軍政官の命令(経済命令4号)により、一部が売戻され、数ヵ月後に再び命令(経済命令6号)で売戻しが停止されたように処理の方針に一貫性がなく、旧地主の間に強い不平等感を残している。

第二に、沖縄では激しい艦砲射撃が行われ、また住民を巻き込む地上戦が行われた結果、 土地の公図公簿をはじめ土地の権利異動を証明する書類が官民とも焼失し、土地の所有関係 が疑いなく明確とは言いがたいところもある。嘉手納飛行場については、売買を示す直接的 証拠がなく、このことが売買はなかったとする旧地主の主張の根拠となっている。また、激 しい地上戦の結果、地形も変形し、地籍不明地が発生したことも問題を複雑にしている。

第三に、沖縄は、米軍の直接占領下に置かれた。米軍は、旧軍飛行場を拡張する形で基地を設営した。日本軍によって飛行場が作られたところは、国有地とされ、日ならずして米軍によって飛行場が拡張されたところは地主の権利が認められた。この点でも旧地主の不公平感は強い。

第四に、本土において、政府は、終戦とともに戦後処理に着手し、旧軍飛行場についても「緊急開拓事業実施要領」や「自作農創設特別措置法」に基づき米軍が使用しない多くの飛行場が民間に払い下げられた。また国債・債券の償還も行われた。しかし、沖縄は、27年間施政権が分離され、戦後処理の諸法令が施行されなかった。結果として米軍が使用しない土地についても払い下げは行われず、さらに、米国民政府による金融閉鎖により旧軍による土地取得時に土地の対価として交付された債券や強制的に求められた定期預金等を実質的に

現金化することができなかった。沖縄と本土の間で法の下の平等が損なわれ、これによる不利益は大きく、本土と沖縄間の不平等感は強い。

第五に、米軍が使用しない旧軍飛行場跡地で払い下げが行われないまま、第三者に耕作させることを認めることにより旧地主と現耕作者が異なる状況が生じている。また、米軍基地内ではあるが、黙認耕作が認められた地域もあり、問題をより複雑にしている。

以上の五点は、いずれも沖縄のみの特殊な状況であり、旧軍飛行場の問題が未解決として 地主を中心に主張され続けた背景である。

3.問題の認識

国は、沖縄の旧軍飛行場用地問題が、戦後処理の問題であることを認識し、新たに策定された「沖縄振興計画」において「旧軍飛行場用地など戦後処理等の諸問題に引き続き取り組む」とした。解決済みの問題ではないことを認めている。参議院もまた、「旧軍飛行場など地元から強い要望のある戦後処理等の諸問題について引き続き検討すること」を決議している。

沖縄県もまた、「旧軍による土地の接収方法や代金の支払い並びに終戦後の米国民政府による所有権認定作業などに様々な問題があったと認識し、未解決の戦後処理問題として国が何らかの措置を講ずる必要がある」としている(平成14年6月議会、知事答弁)。県議会も「灰燼と化した県土、長期にわたる米軍施政権下等、本県のこのような特殊事情を考慮し、これら旧軍飛行場用地については、未解決の戦後処理事案として、早急に全力を挙げて取り組むよう強く求める」と決議している。

問題が存すること、それを解決しなければならないことで関係者の認識はすべて一致している。そして、飛行場が設営されてから60年が経過した今日、早急に解決されなければならない、という点でも一致している。

4.他の戦後処理事例との比較

前章で、対米請求権事業、郵便関係事業、八重山地域マラリア戦没者慰籍事業、対馬丸遭 難学童の遺族に対する措置事業等、県内の他の戦後処理事例の概要を紹介した。そこから学 べるものを摘示する。

いずれも、戦争か占領あるいはその両者に原因を持つ沖縄の特殊な戦後処理であること、 復帰後(郵便貯金の払い戻しについては復帰前)国の責任において処理がなされたことを 共通点としている。つまり国は、沖縄を特殊一部の例と切り捨てることなく、沖縄の戦後 の状況に配慮して沖縄だけの戦後処理を行っている。その点で本件の範となる。

被害の立証が困難と思われる場合は、個人払いが行われず、他方、郵便貯金・国債のように個人の債権の内容が明確である場合は、個人に払い戻しが行われている。個人の被害が明確であり立証が可能と思われる場合でも、マラリア被害のようにそれが他に波及する惧れがある場合は個人補償は行われず、対馬丸学童のように他と区別できると思われる場合は、見舞金、遺族給与金等の個人補償が行われている。

本件の場合、旧軍飛行場は全国にあったとはいえ、地上戦、米軍基地の建設、施政権の分離、米軍統治など、沖縄に固有な側面がきわめて大きく、この点を無視することはでき

ない。他方、旧地主と小作者の関係は、沖縄を越える一般的問題を内包する。

個人に被害が発生しても、その補償ないし慰籍の方法として、地域の福祉の向上を図るという処理の仕方がある。対米請求権事業や郵便貯金住宅がその例である。これは、本来は個人補償がなされるべきであるが、個人の被害の程度が算定しにくく、個々の立証が困難である等の理由で代替的な措置としての事業である。

戦争と占領という沖縄の特殊な側面を持つ本件の解決方法として、戦争と占領という経験を共通にした住民一般の福祉向上という形の解決方法は参考になる。

5.解決に向けた基本的考え方

それでは、解決に向けての基本的な考え方はどうか。

第一に、先に挙げた沖縄の五つの特殊事情は、いずれも戦争と占領によって生じたものであり、地主や県に帰責する理由はひとつもない。このことを踏まえた上での国の責任による解決が図られなければならない。振興計画に位置づけたことにより国は自らの責任を明らかにしたといえる。県民の問題として県が自らの政治課題とすることは当然であり国と県の協働が必要であるが、問題解決の主体が国にあることは強調されねばならない。

第二に、戦争の被害は全国民に及んだが、特に沖縄の被害は大きい。その中でも旧軍飛行場の地主の被害は、たまたまそこに土地を有していたがゆえに被った被害であり、彼らのみの特別な犠牲と言える。しかも、所有権の喪失という権利の本質にかかわる被害である。一般的に特別な犠牲に対しては、補償がなされなければならないとするのが財産権補償の考え方である。もっとも売買の同意があり私法上の契約があったとするのが政府の見解であり、裁判所も認めるところである。仮に売買契約が締結されて代金が支払われていたとしても、当時の事情からすれば、地主においては収用と異なるところはない。沖縄の特殊事情第四で述べたように、戦後救済の機会も与えられなかった。

第三に、今日、旧軍飛行場用地の所有権を旧地主が取得する争訟の方途を法律論として見出すことは困難である。しかし、嘉手納旧軍飛行場訴訟の第二審の和解勧告が「昭和19年当時の沖縄の社会情勢から見て、仮に国が主張するような売買契約が締結されたとしても、それは戦時下における特殊な情勢に基づくもので、任意に、通常の経済取引として行われたものとは思われない。」と述べているように、財産を国策遂行の名のもとに簒奪されたという地主の気持ちは、大方の共感を得るところではある。少なくとも旧地主に対する政策的配慮が不可欠である。

第四に、第2章で詳述したように、旧軍飛行場の設置とその後の経過は飛行場ごとに異なる。現状において、返還予定の有無、基地か否か、地主の利用か否かも異なる。現耕作者の権利に対する配慮も必要である。よって、統一的な処理はほとんど現実的でなく、個々の飛行場に応じた解決がなされるべきである。

第2節 旧軍飛行場用地問題の解決策

本章第1節では、我が県における旧軍飛行場用地問題の特殊性を勘案すると、旧地主に対する政策的配慮が不可欠であり、個々の飛行場の状況に応じた解決がなされるべきであるということを述べた。

どのような解決を求めることが適当であるかをこれまでの5章にわたって、歴史的背景、 法制度の検討、過去の戦後処理事例の検討を行った結果を踏まえて整理したい。これまでの 旧地主等の要望や過去の戦後処理事例からすると以下の方法が検討できる。

本節では、これらの処理策が今日の旧軍飛行場用地問題の解決策として妥当性があるかど うかを検討することにより、よりよい解決策の方向を示唆したい。

1.所有権の取得について

これまで、旧地主が求めていたように権利の取得が考えられる。この場合、無償での返還 と有償での返還が考えられる。

無償での返還については、すでに最高裁の判決が出ている。最高裁の判決を基本的に覆すことは困難であり、嘉手納以外の旧軍飛行場用地においても、それを覆すような資料が見つからない限りは、所有権の取得は難しい。とくに、宮古、石垣については、売買契約されている事実が確認されており、また、代金全額ではないにせよ受領していることが現存する資料から伺えることから、民事上の売買が成立しているといわざるを得ない。したがって、無償での返還は困難である。

次に有償払い下げについてであるが、現在国が使用している土地については、払い下げることは考え難い。また、国有地の払い下げは買い受け人に対する当該用地の有効利用が前提であることから、賃貸契約を行っている土地について、現に耕作を行っている賃貸契約者に払い下げることは考えられる。

なお、当該土地を土地収用法により国が取得したのであれば、土地収用法第105条の精神により、使用する必要がなくなった土地は、第4章第2節2で述べたとおり旧地主に返還(有償)されるべきである。しかし、当該土地の国による取得が民事上の売買であったのか、強制収用であったのかを説明することは今日では極めて困難である。

2.個人補償について

個人補償は、土地の対価あるいは土地使用の対価に相当するものを金銭で旧地主に補償することを意味しよう。旧地主の中から強い要望もあり、個人補償が可能であれば、問題の抜本的解決策として望ましいことはいうまでもない。個人補償の主張が、解決策として現実的かどうかは、個人補償を求める根拠が十分に存するかどうかにかかる。以下で検討する。

これまで売買契約の無効など所有権返還の主張がなされてきたが、法的手段で所有権の取得が困難であることは第4章及び前項で検討したとおりである。これに代わるものとして個人補償の要求がでてきたと理解しえよう。

所有権の取得の代替として個人補償を求める根拠は何か。次の四点が挙げられよう。 第1に強制収用であったとすることである。それに対しては、旧軍飛行場のため国が土地 を取得するに際し、強制収用の手続きが行われた例は全国でも見つかっていない。これを覆す根拠は沖縄においてもない。戦時下であり、地主にとっては、強制収用とほとんどかわらないものであったと思われるが、そのことをもって個人補償を求める根拠にはならないであるう。

第2に、戦争終結後に土地を「地主に返す」「払い下げる」という口約があったことは、軍関係者の証言がある。これを仮に契約の内容として認められるのであれば、旧地主には、買戻しの請求権があることになる。しかしながらこのことは、国が必要としなくなった時、民間に払い下げる場合は、旧地主に買う権利があることを意味するにとどまり、旧地主に補償を受ける権利があることを意味するものではない。

第3に、土地の対価の支払いについては、場所により証言は様々である。仮に土地の対価の一部または全部が支払われていない場合でも、それが契約無効を意味しないことは前述のとおりである。ただし、旧地主は、国に対し債務不履行を主張することはできるが、立証はきわめて困難であると思われる。

土地代金が国債の交付でなされたり、強制的に預金を求められ紙屑同然になってしまったことは多くの証言がある。正義にもとると言わざるを得ないが、戦争の被害は全ての県民が被り、旧軍飛行場用地地主以外の県民の所有していた国債についても同等の扱いを受けたことから、残念ながら別個の問題として検討せざるを得ない。

第4に僅かな期間の差で米軍に接収された土地との不公平の問題がある。不公平が生じたのは確かであり、利益を受けた地主と同様に扱えという主張は政治的には可能であっても、 法的に個人補償を求める根拠にはならない。

一方、過去の戦後処理事例をみると、個人補償で処理された事例には、「対米請求権事業」 における講和前補償の未解決問題としての人身関係、「郵便貯金関係事業」の支払等権利関係 が明白なものにおいて認められているにすぎない。

本件においては、旧地主の中でも土地代を全額受け取った者、一部受け取った者、全然受け取っていないと主張する者等がおり、その積算が困難である。また、当時との貨幣価値の差の問題もある。

以上のように検討すると、法的に個人補償を求めることは困難であると言わざるを得ないが、国策のもとで一部地主が受けた不利益は否定できず、それを配慮した処理案が望ましい。

3.見舞金について

旧軍飛行場用地問題の不公平、不平等の是正措置として見舞金による解決策が考えられる。 見舞金については、シベリア抑留者で恩給等を受給していない者への国債給付、対馬丸遭 難学童の父母、祖父母に対する特別支出金等、権利関係が明白ではあるが、集団的な人権へ の慰籍として一律に処理した方が望ましく、また、関連事案に影響が少ないと判断された場 合に支払われている。

また、「八重山地域マラリア戦没者慰籍事業」では、見舞金個人給付については、県と国と

で合意に至らなかった。沖縄県は県の単独事業として見舞金(個人給付)を実施することを国から求められたが、戦後処理について県が責任を負うことになり、県民に理解を得ることは極めて困難であるとし、国において実施することを求めた。国は関連事例への影響を考慮して最終的に遺族に対する見舞金の個人給付は行わなかったものと考えられる。

本件の場合、「見舞金」を国に対して求めることは可能かもしれないが、用地問題の補償措置としては、見舞金による補償が適切であるかどうかは議論が残るところである。

仮に見舞金による解決を求めた場合、対象者の認定や金額の査定・精算等、調整にかなりの時間を要し、かつ、認められたとしても過去の戦後処理事例からすると一律、一定額の少額となることが想定され、得策とは言い難い。

4. 一括補償及び団体補償について

所有権問題とは一端、切り離して、旧地主に対する慰籍事業や福利厚生事業等を求めるという考え方である。この場合、県域としての一括補償要求と市町村や旧軍飛行場用地ごとの要求(「団体補償」と呼ぶことにする)がある。

一括補償については、個々にも多くの戦後処理で行われており、対米請求権事業の土地関係、漁業関係の基金創設による事業があり、団体補償としては、八重山地域マラリア戦没者 慰籍事業、対馬丸遭難学童の遺族に対する措置事業がある。

本件のような事例は、これまでの経緯を勘案すると一括補償が早期解決に結びつくと考えられる。しかし、旧軍飛行場の設置とその後の経過は飛行場ごとに異なっており、また、返還予定の有無、現状が基地、民間飛行場か否か、旧地主等の利用か否かも異なっているため、統一的な処理は現実的でなく、個々の飛行場に応じた団体補償がなされるべきであり、条件が整った市町村から順次事業化すべきである。具体的には次項で述べる。

5. 具体的な処理策として

(1) 基本方針

どの様な事業を展開するにしても、以下のような考え方を基本として踏まえる必要がある。 旧地主に対する慰籍につながることを前提としつつ、地域振興に寄与する事業とする こと。

旧地主や所在市町村を主体とする法人を設立し、国から補助金を受け入れ、目的に沿った事業(仮に「旧軍飛行場用地問題慰藉事業(旧軍事業)」と呼ぶ)を展開する。

この事業は各地主会内の合意を前提とし、将来へ旧軍飛行場用地問題を持ち越さないものとする。

(2)考えられる事業

旧軍事業としては、旧軍飛行場用地関係者に対する老人福祉事業等の福利厚生事業、人材 育成や沖縄の特性を生かした観光関連事業等幅広い事業が考えられる。

例えば、癒やしの為のヒーリング事業であれば、癒やしのための温泉、アロマテラピー等 の保養・医療施設、リハビリテーションのできる老人福祉施設、ハーブ園、亜熱帯花壇、観 光農園等観光客も受け入れる収益事業を行う。施設利用等に際しては旧地主と一般利用者の 差別化による旧地主への優遇措置を講ずる。

いずれにしても、関係市町村及び旧地主関係者が最終的にはどの様な事業を行うかを決定することになるため、全市町村が一斉に事業を開始することは難しいと考えられる。よって、 条件整備が整った市町村から順次事業化すべきである。

(3)用地の確保

跡地利用が見込まれる旧軍飛行場用地については、旧軍事業とは別に地域振興の観点から 所在市町村が「旧軍飛行場跡地利用計画(仮称)」(以下、「跡地利用計画」とする。)等を策 定し、同計画に沿った事業を実施する。この際、本事業の実施のために用地の確保が必要で あれば、同地内で確保を図る。

本事業の実施のために用地の確保が必要であるにもかかわらず、跡地利用が見込めない場合には、隣接市町村の国有地の提供又は米軍提供財産の共同使用(一時使用)の措置を要請するものとする。

(4)運営組織

国の支出金による旧地主を中心とした法人組織について、次のようなことが考えられる。

社団法人

社団法人とは、一定の目的のために結合した人の集団を基礎として作られる法人である。 社団法人には、構成員である社員の存在が必要で(民法第37条第6号、同法第68条第2 項第2号)、社員が定款を定め、理事が業務を執行するが、最高議決権をもつ機関として社員 総会を置く(民法第60条~第64条)が、その事業は公益目的のものでなければならない。 例えばさとうきびを製糖するためにさとうきび農家が共同で運営する法人は中間法人たりえ ても、社団法人とはならない。

社団法人は 国の支出金による施設、設備の購入ができ、 社員のための事業が行える。 さらに 運用益での社員への優遇措置、クーポン券の発行、福祉事業の増進等を行える。

また、支出金の取り崩しが相対的に容易である上、原則として法人税免除、予算要求での国からの支出金は受けられやすい等のメリットがある。

ちなみに、「社団法人沖縄県対米請求権事業協会」は、特別支出金での運用益で各種の事業 を行っている。

財団法人

財団法人は、一定目的のために提供された財産を運営するために作られた法人のことである。財団法人は、社団法人のように構成員(社員)の存在を予定せず、財産を提供して法人を設立した者の意思に従って運営される法人で、財団法人の存続中は、基本規則である寄付行為(定款のことを財団ではこう呼ぶ)を変更することは原則としてできず(民法第38条)

公益を目的とする財団法人だけが認められている。

主務官庁の許可を得て設立され、代表機関たる理事により所定の目的・組織の下で事業活動を行う。従って、財団法人は基本財産の運用が明記され、取り崩しが難しい。

また、運用益の利用方法も限られたものになると思われる。

原則として法人税免除、予算要求での国からの支出金は受けられやすい等のメリットはある。

この事例として、「財団法人沖縄県漁業振興基金」による基金の運用益による漁業振興事業があり、また、「財団法人郵便貯金住宅等事業協会」の場合には、事業から生じる収益の配分を行うために県内市町村から出捐金を拠出している。このことからすると、収益の配分のために旧地主及び市町村からの出捐金の拠出が必要となる。

中間法人

公益法人でも営利法人でもない中間的な目的をもつ中間法人は、社員に共通する利益を図ることを目的とする非営利団体で、かつ余剰金を社員に分配することを目的としない社団であって中間法人法により設立されたものである。例えばきしめん生産農家が集まってきしめん工場および販売会社を立ち上げたりする例がある。きしめんの生産農家がその生産・販売等を共同ですることで農家に共通する利益を追求したものである。それゆえ法人は利益をあげることを目的としない。同窓会、県人会などが中間法人たりうるのも、社員に共通する利益として同窓生相互の親睦や県人の親睦がその目的にあるからである。

中間法人では、出資した社員に対する利益の配分を目的としない点で営利法人とは異なり、 構成員の権利として自らの利益を図る権限、いわば自益権は極めて限定され、構成員が団体 の管理運営に参加する権限、いわば共益権には譲渡性も相続性もないものと考えられる。社 員(構成員)が法人の債務については、対外的に法人と連帯して責任を負う無限責任中間法 人(合名会社に類似)と責任を負わない有限責任中間法人(有限会社や株式会社に類似)が あるが、有限責任中間法人に対しては、社員は定款の定めるところにより、経費を支払う義 務を負う。

平成14年4月同法が施行されているが、同窓会、県人会、各種の親睦団体、同好会等を 法人化し、登記や公正証書の作成など法律関係で第三者に対抗できるメリットはある。

しかし公益目的の法人とは異なり、国が原資を出すといった例は今のところない。

株式会社

商法による株式会社の設立が考えられるが、国の補助金による株式会社が可能かどうかの問題もある。現実問題として予算要求ができるかの問題もある。

また、予算要求ができたとして、国の補助金を県か当該市町村が受けて株主となって、旧地主と第三セクターで事業運営することが考えられる。その場合旧地主も株式を取得しなければならず、利益配当も株式数の割合で決定されることを考えれば、旧地主への配当が少額となり、旧地主を優遇した事業にはなり難い。

法人組織については、社団法人、財団法人、中間法人、株式会社等計画と事業に見合った 適切な事業主体を考える必要がある。

(5)各地域毎の処理方策

第2章の旧軍飛行場の現況によると16飛行場があったことが明確になっている。うち昭和47年(1972年)の復帰時点までに、旧地主、耕作者等の所有権が認められているもの、国の研究施設用地として活用されているものが7ヵ所ある。さらに復帰後、中飛行場(上野村)、西飛行場(下地町)については、農地法第36条による売り払いがなされ、ほとんど民有地となっている。

残り7飛行場について検討することになるが、伊江島飛行場(現況:伊江島補助飛行場) は、全面積98万2千平方気のうち所有者不明地(所有権認定作業上は国有地であるが、国 への所有権移転未登記のため県の管理地となっている土地)47万8千平方気がある。

また、米軍提供施設内には多くの黙認耕作地が存在するなど解決すべき課題が残っており、今後国、県、村の調整が必要である。

沖縄北飛行場(現況:読谷補助飛行場)については、「読谷飛行場跡地利用実施計画」に沿って処理されることが検討されており、また、新たに策定された沖縄振興計画においても同用地の総合的な整備の促進が明記されていることから、同計画を着実に実施することにより問題の解決を図ることが適当である。なお、本件については、「読谷方式」として参考事例として述べる。

以下、残りの5飛行場について検討する。

沖縄中飛行場(現況:嘉手納飛行場) 小禄海軍飛行場(現況:那覇空港) 両飛行場については、市町村や旧地主関係者を中心にした法人を結成し、旧軍事業を行う。

両飛行場については、米軍提供施設用地や空港となっており当面返還が見込めないので、 事業用地の確保が必要であれば、隣接市町村の国有地の提供又は米軍提供財産の共同使用 (一時使用)も視野に入れる必要がある。

宮古海軍飛行場(現況:宮古飛行場、農用地等)

同飛行場については、平良市や旧地主関係者を中心にした法人を結成し、旧軍事業を行う。同飛行場用地については、現在、宮古空港として使用されているものの、一部は将来的にも跡地利用が見込める用地があり、旧軍事業用地の確保が必要な場合は、平良市が跡地利用計画を作成する中で用地の確保を検討する。また、農用地として国から耕作者に賃貸されている土地については、耕作者への売り払いを行うことになると考えられる。

白保飛行場(現況:農用地等) 平得飛行場(現況:石垣空港、農用地等) 両飛行場用地については、石垣市や旧地主関係者を中心にした法人を結成し、旧軍事業を行う。

白保飛行場用地は、ほとんどの用地が農用地として耕作者に賃貸されていることから、 用地については耕作者への売り払いを行うことになると考えられる。また、平得飛行場用 地は、石垣空港として使用されているものの、現在、移転が計画されているため、将来的 には跡地利用が可能となる。このため、事業用地の確保が必要な場合は、石垣市が跡地利 用計画を作成する中で用地の確保を検討する。なお、両飛行場については、同一市内にあ ることから、一体となった旧軍事業の実施も検討できる。

6.参考事例

読谷方式 (読谷補助飛行場用地問題の解決)

(1)これまでの経緯と今後

沖縄北飛行場は、昭和20年(1945年)4月1日米軍の沖縄本島上陸のその日の内に 占領され、それ以来米軍により拡張され、読谷補助飛行場用地として今日まで米軍基地とし て使用(一部解放)されてきた。復帰後、旧地主や村は一貫して返還を求めて来た。

昭和54年(1979年)6月参議院沖特委において、三原沖縄開発庁長官が国は地元の利用計画等が提出されれば払い下を検討する、即ち村に売り払う旨発言し、開発計画に基づく解決策を提示した。

このような経緯を踏まえて、村は昭和62年(1987年)7月「読谷飛行場転用計画」を策定した。

平成8年には跡地利用を具体化するため、国、県、読谷村で構成する「読谷飛行場跡 地利用促進連絡協議会」を設置している。

平成13年度島田懇談会事業として「先進農業支援センター(平成12年度まで亜熱 帯農工業研究・試験場)」の設置、約20%の用地を先行事業として取得している。

今後は平成16年度「読谷飛行場跡地利用実施計画」作成予定。平成17年5月末、 全面返還が予定されている。村は、全面返還後、一括して払い下げを受け跡地利用を考 えている。

(2)事業推進の考え方

地振興計画に基づく事業を展開し、その中でいかに旧地主について考慮するかを検討する。

新たに作成する「読谷飛行場跡地利用実施計画」に基づき土地処分を行う。

国から読谷村に一括して払い下げを受ける。その際に払い下げ価格については、これまでの経緯を踏まえ配慮を求める。

村において土地改良等農業基盤整備事業を行う。

村民に対し、払い下げ、貸付等を行う。その際旧地主に配慮する。

(3)黙認耕作問題の解決

同地域内には黙認耕作地が多く存在しており、平成11年2月の読谷村の調査結果によると、黙認耕作者数は299人であり、うち旧地主関係者は109人(36.5%)である。

同地域の黙認耕作地は、跡地利用を推進していくためには、何らかの解決を図る必要がある。現在、国、県、読谷村による「読谷飛行場跡地利用促進連絡協議会」において、その解決に取り組んでいる。

(4)まとめ

他地域において、読谷村と同様の状況(基地の返還、跡地利用の可能性)が出てきたとしても、全く同様の方法をとることが望ましいことなのかどうかは、周辺地域の土地利用の状況、市町村の全体計画、旧地主会の活動経緯等からそれぞれの地域において十分検討する必要がある。しかし、読谷村における解決へ向けての理念は、他の旧軍飛行場用地においても参考になると考える。